

宇部市議会第二号

宇部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

宇部市議会議長 山下 節子

宇部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、宇部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和五年条例第二十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第二条 条例第二条第一項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第一号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第二条第二項の規定による訂正は、訂正届（様式第二号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第三条 議長は、条例第三条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するとき、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第四条 条例第四条第二項の規定による閲覧（以下この条及び第六条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中に行うことができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第一項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第一項及び前二項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止さ

せ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第五条 条例第四条第二項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第三号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

（期限等の特例）

第六条 条例第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、宇部市の休日に関する条例（平成二年条例第十五号）第一条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第四条第一項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。